

顧客ハラスメント防止対策推進事業 **新規**

令和7年度予算：49億円

- 普及啓発や相談窓口の設置、防止対策に取り組む企業等に対する奨励金などにより、都内企業等における顧客ハラスメント防止対策を推進

《普及啓発》

- ウェブサイトや動画、啓発グッズ等により、条例の理念の普及啓発等を実施

《相談窓口等の運営》

- 事業者等からの問合せに適切に対応する相談窓口を設置
- 業界団体に対して、専門家派遣を通じた会員向けの防止対策マニュアルの作成支援

《奨励金》

- 企業向け
 - ・ 実践的な防止対策（録音・録画環境整備の取組等）を行った場合に支給
 - ・ 規模 （3か年で）10,000社 ・ 金額 40万円
- 団体向け
 - ・ 会員企業及びその従業員向けに防止対策の体制を整備した場合に支給
 - ・ 規模 30団体 ・ 金額 最大100万円

団体連携による顧客ハラスメント防止条例普及促進事業 **新規**

令和7年度予算：5.1億円

- 顧客に直接訴求できる広報を、業界団体の力を活用して展開